



原則として、本人の住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所に申し立ててください。管轄する裁判所は次の表を参考にしてください。

横浜家庭裁判所本庁及び各支部

裁判所名	所在地、電話番号	管轄区域
横浜家庭裁判所	〒231-8585 横浜市中区寿町1-2 ◎JR根岸線「石川町駅」下車、徒歩5分。 JR根岸線または地下鉄「関内駅」下車、徒歩10分 045(345)8001（後見受付）	横浜市全区、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡
横浜家庭裁判所 川崎支部	〒210-8537 川崎市川崎区富士見1-1-3 ◎JR「川崎駅」・京急「川崎駅」下車、徒歩15分（バスもあります。「教育文化会館前」下車） 044(222)1671	川崎市全区
横浜家庭裁判所 相模原支部	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1 ◎JR横浜線「相模原駅」下車 南口2番バス乗り場（神奈中バス） 乗車時間10分「ウェルネスさがみはら前」下車 042(716)0181	相模原市全区、座間市
横浜家庭裁判所 横須賀支部	〒238-8513 横須賀市新港町1-9 ◎京急「横須賀中央駅」下車、徒歩8分 046(812)4304	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡
横浜家庭裁判所 小田原支部	〒250-0012 小田原市本町1-7-9 ◎JR等「小田原駅」下車、徒歩15分 0465(22)6946	小田原市、秦野市、南足柄市、平塚市、厚木市、伊勢原市、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡、中郡